

附表

(HSコード欄に×印のあるものを除く。)

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 3923 | プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップ その他これらに類する物品 |
| 392340 | 000 ースプーン、コップ、ボビンその他これらに類する支持物 |
| 4822 | 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプーン、コップその他これらに類する 糸巻類(せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。) |
| 482210 | 000 ー 紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの |
| 6813 | ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品 (例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付 けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、 紡織用繊維その他の材料と組み合わせるかないかを問わない。) |
| 681320 | 000 ー 石綿を含有するもの ＜補修用以外のものであって、自動車用のブレーキライニング及びブレーキパッドに 限る＞ |
| 7301 | 鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせるかないかを問わない。)及び 溶接形鋼 |
| 730120 | 100 ー 形鋼 ―― H形鋼 |
| 7305 | 鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。 横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。) |
| | × ー 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ |
| | × ー 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング |
| | ー その他の溶接管 |
| 730531 | ―― 縦方向に溶接したもの ――― 合金鋼のもの |
| | × ー ー ー ステンレス鋼のもの |
| | 190 ー ー ー ー その他のもの <水圧鉄管に限る。> |
| | 900 ー ー ー ー その他のもの <水圧鉄管に限る。> |
| 730539 | 000 ー ー ー ー その他のもの <水圧鉄管に限る。> |
| 7308 | 構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、 屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第9406項の プレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他 これらに類する物品 |
| 730810 | 000 ー 橋及び橋げた |
| 730820 | 000 ー 塔及び格子柱 |
| 730830 | 000 ー 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居 |
| 730840 | 000 ー 足場用、枠組み用又は支柱用(坑道用のものを含む。)の物品 |
| 730890 | 000 ー その他のもの |

| HSコード | | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|-----|---|
| 7309 | | |
| 730900 | 000 | 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。) |
| 7320 | | 鉄鋼製のばね及びばね板 |
| 732010 | | ー板ばね及びそのばね板 |
| | 100 | ーー自動車用のシャシばね及びそのばね板<補修用のものを除く。> |
| 7322 | | セントラルヒーティング用のラジエーター(電気加熱式のものを除く。)及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器(新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。)並びにこれらの部分品(この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。) |
| | | ーラジエーター及びその部分品 |
| 732211 | 000 | ーー鋳鉄製のもの |
| 732219 | 000 | ーーその他のもの |
| 732290 | 000 | ーその他のもの |
| 7610 | | 構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。例えば、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり及び柱。第9406項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品 |
| 761010 | 000 | ー戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居 |
| 761090 | | ーその他のもの |
| | 100 | ーー構造物及びその部分品(第761010号の物品を除く。) |
| | 900 | ーーその他のもの |
| 7611 | | |
| 761100 | 000 | アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器(内容積が300リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。) |
| 8202 | | のこぎり(種類を問わない。)のブレード(切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。)及び手のこぎり |
| 820240 | 000 | ーチェーンソーのブレード |
| 8210 | | |
| 821000 | 000 | 手動式器具(飲食物の調整に使用するもので、重量が10キログラム以下のものに限る。) |
| 8402 | | 蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。)及び過熱水ボイラー |
| | | ー蒸気発生ボイラー |
| 840211 | 000 | ーー水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時45トンを超えるものに限る。) |
| 840212 | 000 | ーー水管ボイラー(蒸気の発生量が毎時45トン以下のものに限る。) |
| 840219 | 000 | ーーその他の蒸気発生ボイラー(組合せボイラーを含む。) |
| 840220 | 000 | ー過熱水ボイラー |
| 840290 | 000 | ー部分品 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 8403 | セントラルヒーティング用ボイラー(第8402項のものを除く。) |
| 840310 | 000 ーボイラー |
| 840390 | 000 ー部分品 |
| 8404 | 補助機器(第8402項又は第8403項のボイラー用のものに限る。例えば、エコマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器)及び蒸気原動機用復水器 |
| 840410 | 000 ー補助機器(第8402項又は第8403項のボイラー用のものに限る。) |
| 840420 | 000 ー蒸気原動機用復水器 |
| 840490 | 000 ー部分品 |
| 8405 | 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機(清浄機を有するか有しないかを問わない。) |
| 840510 | 000 ー発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機(清浄機を有するか有しないかを問わない。) |
| 840590 | 000 ー部分品 |
| 8406 | 蒸気タービン |
| | × ータービン(船舶推進用のものに限る。) |
| | ーその他のタービン |
| 840681 | 000 ーー出力が40メガワットを超えるもの |
| 840682 | 000 ーー出力が40メガワット以下のもの |
| 840690 | 000 ー部分品 |
| 8407 | ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関及びロータリーエンジンに限る。) |
| 840710 | 000 ー航空機用エンジン |
| | × ー船舶推進用エンジン |
| | ーピストン式往復動機関(第87類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。) |
| 840732 | 000 ーーシリンダー容積が50立方センチメートルを超え250立方センチメートル以下のもの <モーターサイクル用のもの及びスノーモービル用のものを除く。> |
| 840733 | 000 ーーシリンダー容積が250立方センチメートルを超え1,000立方センチメートル以下のもの |
| | × ーーーモーターサイクル用のもの |
| | 200 ーーースノーモービル用のもの |
| | 900 ーーーその他のもの |
| 840734 | 000 ーーシリンダー容積が1,000立方センチメートルを超えるもの <モーターサイクル用のものを除く。> |
| 840790 | 000 ーその他のエンジン |
| | 200 ーー出力が3馬力を超えるもの |
| 8408 | ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン) |
| | × ー船舶推進用エンジン |
| 840820 | 000 ー第87類の車両の駆動に使用する種類のエンジン |
| 840890 | 000 ーその他のエンジン |
| | 200 ーー出力が10馬力を超え30馬力以下のもの |
| | 300 ーー出力が30馬力を超え100馬力以下のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) | |
|-------------|----------------------|-------------------------------------|
| | 400 | －出力が100馬力を超え500馬力以下のもの |
| | 500 | －出力が500馬力を超えるもの |
| 8409 | | 第8407項又は第8408項のエンジンに専ら又は主として使用する部分品 |
| 840910 | 000 | －航空機用エンジンのもの －その他のもの |
| 840991 | | －ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として使用するもの |
| | 100 | －第87類の車両用エンジンのもの<補修用のものを除く。> |
| | × | －船舶推進用エンジンのもの |
| | 900 | －その他のもの |
| 840999 | | －その他のもの |
| | 100 | －第87類の車両用エンジンのもの<補修用のものを除く。> |
| | × | －船舶推進用エンジンのもの |
| | 900 | －その他のもの |
| 8410 | | 液体タービン及び水車並びにこれらの調速機 |
| | | －液体タービン及び水車 |
| 841011 | 000 | －出力が1,000キロワット以下のもの |
| 841012 | 000 | －出力が1,000キロワットを超え10,000キロワット以下のもの |
| 841013 | 000 | －出力が10,000キロワットを超えるもの |
| 841090 | 000 | －部分品(調速機を含む。) |
| 8411 | | ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン |
| | | －ターボジェット |
| 841111 | 000 | －推力が25キロニュートン以下のもの |
| 841112 | 000 | －推力が25キロニュートンを超えるもの |
| | | －ターボプロペラ |
| 841121 | 000 | －出力が1,100キロワット以下のもの |
| 841122 | 000 | －出力が1,100キロワットを超えるもの |
| | | －その他のガスタービン |
| 841181 | 000 | －出力が5,000キロワット以下のもの |
| 841182 | 000 | －出力が5,000キロワットを超えるもの |
| | | －部分品 |
| 841191 | 000 | －ターボジェット又はターボプロペラのもの |
| 841199 | 000 | －その他のもの |
| 8412 | | その他の原動機 |
| 841210 | 000 | －反動エンジン(ターボジェットを除く。) |
| | | －液体原動機 |
| 841221 | 000 | －直線運動式(シリンダー式)のもの |
| 841229 | 000 | －その他のもの |
| | | －気体原動機 |
| 841231 | 000 | －直線運動式(シリンダー式)のもの |
| 841239 | 000 | －その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 841280 | 000 - その他のもの |
| 841290 | 000 - 部分品 |
| 8413 | 液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。)及び液体エレベーター -ポンプ(計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。) |
| 841311 | 000 - 燃料又は潤滑油の供給用ポンプ(給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。) |
| 841319 | 000 - - その他のもの |
| 841320 | 000 - ハンドポンプ(第841311号又は第841319号の物品を除く。) |
| 841330 | 000 - 燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ(ピストン式内燃機関用のものに限る。) |
| 841340 | 000 - コンクリートポンプ |
| 841350 | - その他の往復容積式ポンプ |
| | 100 - - 油圧ポンプ |
| | 900 - - その他のもの |
| 841360 | - その他の回転容積式ポンプ |
| | 100 - - 油圧ポンプ |
| | 900 - - その他のもの<出力が1キロワット未満の電動機を自蔵する電動井戸ポンプを除く。> |
| 841370 | - その他の遠心ポンプ |
| | 100 - - うず巻ポンプ |
| | 200 - - タービンポンプ |
| | 900 - - その他のもの |
| | - その他のポンプ及び液体エレベーター |
| 841381 | 000 - - ポンプ |
| 841382 | 000 - - 液体エレベーター |
| | - 部分品 |
| 841391 | 000 - - ポンプのもの |
| 841392 | 000 - - 液体エレベーターのもの |
| 8414 | 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード (ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。) |
| 841410 | 000 - 真空ポンプ |
| 841420 | 000 - 手押し式又は足踏み式の気体ポンプ |
| 841430 | - 圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。) |
| | × - - 自動車用エアコンディショナーに使用する種類のもの |
| | 900 - - その他のもの |
| 841440 | 000 - 気体圧縮機(けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。) |
| | - ファン |
| | × - - 卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン(出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。) |
| 841459 | 000 - - その他のもの |
| 841460 | 000 - フード(水平面の最大側長が120センチメートル以下のものに限る。) |
| 841480 | - その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 841490 | 100 -- 気体ポンプ |
| | -- 気体圧縮機 |
| | 210 --- 往復式のもの |
| | 220 --- 回転式のもの |
| | 290 --- その他のもの |
| | 900 -- その他のもの |
| | -- 部分品 |
| 100 | -- 気体ポンプ又は気体圧縮機のもの |
| | 900 -- その他のもの |
| 8416 | 炉用バーナー(液体燃料用、粉碎した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。)及びメカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。) |
| 841610 | 000 -- 液体燃料用の炉用バーナー |
| 841620 | 000 -- その他の炉用バーナー(複合型バーナーを含む。) |
| 841630 | 000 -- メカニカルストーカー(機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。) |
| 841690 | 000 -- 部分品 |
| 8417 | 炉(焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。) |
| 841710 | 000 -- 炉(鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。) |
| 841720 | 000 -- ベーカーオーブン(ビスケットオーブンを含む。) |
| 841790 | 000 -- 部分品 |
| 8418 | 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第8415項のエアコンディショナーを除く。) |
| 841810 | -- 冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。) |
| | 100 -- 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。) |
| | 900 -- その他のもの |
| | × -- 家庭用冷蔵庫 |
| 841830 | 000 -- 横置き型冷凍庫(容量が800リットル以下のものに限る。) |
| 841840 | 000 -- 直立型冷凍庫(容量が900リットル以下のものに限る。) |
| 841850 | 000 -- 貯蔵及び展示用のその他の備付品(チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。) |
| 841861 | -- その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ |
| | -- ヒートポンプ(第8415項のエアコンディショナーを除く。) |
| | -- 冷凍機 |
| 841869 | 110 ----- エアコンディショナー用コンデンスユニット |
| | 190 ----- その他のもの |
| | 300 --- リキッドチリングユニット |
| | 900 --- その他のもの |
| | -- その他のもの |
| 100 | -- リキッドチリングユニット |
| | 900 -- その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|------------------|--|
| 841891 841899 | 一部分品 000 ー 冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するために設計した容器 ー ー その他のもの × ー ー ー 冷凍冷蔵庫又は家庭用冷蔵庫のもの 900 ー ー ー その他のもの |
| 8419 | 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のもを含み、電気加熱式のもの(第8514項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用ものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式ものを除く。) × ー 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式ものを除く。) ー 乾燥機 × ー ー 農産物用のもの 841932 000 ー ー 木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの 841939 000 ー ー その他のもの 841940 000 ー 蒸留用又は精留用の機器 841950 000 ー 熱交換装置 841960 000 ー 気体液化装置 ー その他の機器 841981 000 ー ー ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器 841989 000 ー ー その他のもの 841990 000 ー 一部分品 |
| 8421 | 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機 ー 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。) 842111 000 ー ー クリーム分離機 × ー ー 衣類脱水機 842119 000 ー ー その他のもの ー 液体のろ過機及び清浄機 842121 000 ー ー 水のろ過用又は清浄用のもの 842122 000 ー ー 飲料(水を除く。)のろ過用又は清浄用のもの 842123 000 ー ー 内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機 842129 000 ー ー その他のもの ー 気体のろ過機及び清浄機 × ー ー 内熱機関の吸気用のろ過機 842139 000 ー ー その他のもの ー 一部分品 842191 000 ー ー 遠心分離機(遠心式脱水機を含む。)のもの 842199 000 ー ー その他のもの |
| 8422 | 皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。)、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械(熱収縮包装用機械を含む。)及び飲料用の炭酸ガス注入機 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 842220 | 000 ー 清浄用又は乾燥用の機械(瓶その他の容器に使用するものに限る。) |
| 842230 | ー 充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械(瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。)、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機 |
| | 100 ー ー 製袋充てん機 |
| | 900 ー ー その他のもの |
| 842240 | ー その他の包装機械(熱収縮包装機械を含む。) |
| | 100 ー ー オートマチックラッピングマシン |
| | 200 ー ー バンドかけ機 |
| | 900 ー ー その他のもの |
| 842290 | 000 ー 部分品 |
| 8424 | 噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)、消火器(消火剤を充填してあるかないかを問わない。)スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 |
| | × ー 消火器(消火剤を充填してあるかないかを問わない。) |
| | × ー スプレーガンその他これに類する機器 |
| | × ー 蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 |
| | ー その他の機器 |
| | × ー ー 農業用又は園芸用のもの |
| 842489 | 000 ー ー その他のもの |
| 8425 | プーリータックル、ホイスト(スキップホイストを除く。)、ウィンチ、キャプスタン及びジャッキ |
| | ー プーリータックル及びホイスト(スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。) |
| 842511 | 000 ー ー 電動機により作動するもの |
| | ー ウィンチ及びキャプスタン |
| 842531 | 000 ー ー 電動機により作動するもの |
| 842539 | ー ー その他のもの |
| | 100 ー ー ー 油圧式のもの |
| | 900 ー ー ー その他のもの |
| | ー ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト |
| 842541 | 000 ー ー 据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種類のものに限る。) |
| 842542 | 000 ー ー その他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限る。) |
| 842549 | 000 ー ー その他のもの |
| 8426 | デリック、クレーン(ケーブルクレーンを含む。)、移動式リフティングフレーム、ストラッドル |
| | キャリアー及びクレーンを装備した作業トラック |
| | ー 天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフ |
| | ティングフレーム及びストラッドルキャリアー |
| 842611 | 000 ー ー 固定した支持物に取り付けた天井クレーン |
| 842612 | 000 ー ー タイヤ付き移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリアー |
| 842619 | 000 ー ー その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 842620 | 000 - タワークレーン |
| 842630 | 000 - 門形ジブクレーン |
| | - その他の機械(自走式のものに限る。) |
| 842641 | - - タイヤ付きのもの |
| | - - - ラフテレーンクレーン |
| | 210 - - - - 中古のもの |
| | 290 - - - - その他のもの |
| | 900 - - - - その他のもの |
| 842649 | - - その他のもの |
| | 100 - - - 中古のもの |
| | 900 - - - その他のもの |
| | - その他の機械 |
| 842691 | 000 - - 道路走行車両に装備するために設計したもの |
| 842699 | 000 - - その他のもの |
| 8427 | フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック |
| 842710 | - 自走式トラック(電動機により作動するものに限る。) |
| | 100 - - フォークリフトトラック |
| | 900 - - その他のもの |
| 842720 | - その他の自走式トラック |
| | - - フォークリフトトラック |
| | 110 - - - ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの |
| | 190 - - - ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの |
| | 900 - - その他のもの |
| 842790 | 000 - その他のトラック |
| 8428 | その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械(例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー) |
| 842810 | - 昇降機及びスキップホイスト |
| | 100 - - 昇降機(貨物用のものを除く。) |
| | 900 - - その他のもの |
| 842820 | 000 - ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ |
| | - その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ(貨物用のものに限る。) |
| 842831 | 000 - - 地下で使用するために特に設計したもの |
| 842832 | 000 - - その他のもの(バケット型のものに限る。) |
| 842833 | 000 - - その他のもの(ベルト型のものに限る。) |
| 842839 | - - その他のもの |
| | 100 - - - ローラーコンベヤ |
| | 900 - - - その他のもの |
| 842840 | 000 - エスカレーター及び移動式歩道 |
| 842860 | 000 - ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置 |
| 842890 | 000 - その他の機械 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|---|--|
| 8429 842911 100 900 842919 000 842920 000 842930 000 842940 200 300 900 842951 200 800 842952 111 119 121 129 900 842959 100 900 | ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー(自走式のものに限る。) －ブルドーザー及びアングルドーザー －無限軌道式のもの －中古のもの －その他のもの －その他のもの －地ならし機 －スクレーパー －突固め用機械及びロードローラー －タイヤ式のもの －振動式のもの －その他のもの －メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー －フロントエンド型ショベルローダー －中古のもの －その他のもの －上部構造が360度回転するもの －油圧式のもの(6トン未満のもの) －中古のもの －その他のもの －油圧式のもの(6トン以上のもの) －中古のもの －その他のもの －その他のもの －その他のもの －油圧式のもの －その他のもの |
| 8430 843010 000 843020 000 843031 000 843039 000 843041 000 843049 100 200 | その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械(土壌用、鉦物用又は鉦石用のものに限る。)並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機 －くい打ち機及びくい抜き機 －除雪機 －コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機 －自走式のもの －その他のもの －その他のせん孔用又は掘削用の機械 －自走式のもの －その他のもの －せん孔用の機械 －掘削用の機械 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 843050 | 000 ーその他の機械(自走式のものに限る。) ーその他の機械(自走式のを除く。) |
| 843061 | 000 ー突固め用機械 |
| 843069 | 000 ーその他のもの |
| 8431 | 第8425項から第8430項までの機械に専ら又は主として使用する部分品 |
| 843110 | 000 ー第8425項の機械のもの |
| 843120 | 000 ー第8427項の機械のもの ー第8428項の機械のもの |
| 843131 | 000 ー昇降機、スキップホイスト又はエスカレーターのもの |
| 843139 | ーその他のもの 200 ー第842833号の機械のもの 900 ーその他のもの ー第8426項、第8429項又は第8430項の機械のもの |
| 843141 | 000 ーバケット、ショベル、グラブ及びグリッパ |
| 843142 | 000 ーブルドーザー又はアングルドーザーのブレード |
| 843143 | 000 ー第843041号又は第843049号のせん孔用又は掘削用の機械の部分品 |
| 843149 | ーその他のもの ー第8426項の機械のもの 110 ークレーンのもの 190 ーその他のもの 900 ーその他のもの |
| 8433 | 収穫機及び脱穀機(わら用又は牧草用のベアラを含む)、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第8437項の機械を除く。) × ー芝生用、公園用又は運動場用の草刈機 × ーその他の草刈機(トラクター装置用のカッターバーを含む。) × ーその他の乾草製造用機械 × ーわら用又は牧草用のベアラ(ピックアップベアラを含む。) ーその他の収穫機及び脱穀機 |
| 843351 | 000 ーコンバイン |
| 843352 | 000 ーその他の脱穀機 |
| 843390 | 000 ー部分品 |
| 8434 | 搾乳機及び酪農機械 |
| 843410 | 000 ー搾乳機 |
| 843420 | 000 ー酪農機械 |
| 843490 | 000 ー部分品 |
| 8435 | プレス、破碎機その他これらに類する機械(ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。) |
| 843510 | 000 ー機械 |
| 843590 | 000 ー部分品 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|---|--|
| 8436 843610 000 | その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械(機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。)並びに家きんのふ卵器及び育すう器 －飼料調製用機械 |
| 8437 843780 200 900 843790 000 | 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械(農場用のものを除く。) × 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械 －その他の機械 －精米麦機 －その他のもの<もみ摺機に限る。> －部分品 |
| 8438 843810 100 200 900 843820 000 843830 000 843840 000 843850 000 843860 000 843880 100 900 843890 000 | 飲食料品の調製業用又は製造業用の機械(動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。) －ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械 －ベーカリー機械 －製めん機 －その他のもの －菓子、ココア又はチョコレートの製造機械 －砂糖製造機械 －醸造用機械 －肉又は家きんの調製用機械 －果実、ナット又は野菜の調製用機械 －その他の機械 －魚の調製用機械 －その他のもの －部分品 |
| 8439 843910 000 843920 000 843930 100 900 843991 000 843999 000 | 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械 －繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械 －紙又は板紙の製造機械 －紙又は板紙の仕上げ用機械 －連続式段ボール製造機 －その他のもの －部分品 －繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械のもの －その他のもの |
| 8440 844010 000 844090 000 | 製本用機械(製本ミシンを含む。) －機械 －部分品 |
| 8441 844110 000 844120 000 | その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械(切断機を含む。) －切断機 －袋又は封筒の製造機械 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 844130 000 | 一箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械(型を使用する成形により製造する機械を除く。) |
| 844140 000 | 一製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械(型を使用するものに限る。) |
| 844180 000 | 一その他の機械 |
| 844190 000 | 一部分品 |
| 8442 | プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器(第8456項から第8465項までの機械を除く。)、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン |
| 844230 000 | 一印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器 |
| 844240 000 | 一第844230号の機器の部分品 |
| 844250 000 | 一プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン |
| 8443 | 印刷機(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及び附属品 |
| | 一印刷機(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの) |
| 844311 000 | 一一オフセット印刷機(巻紙式のものに限る。) |
| 844312 000 | 一一オフセット印刷機(枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でのシートの一方が22センチメートル以下、他方が36センチメートル以下のもの) |
| 844313 000 | 一一その他のオフセット印刷機 |
| 844314 000 | 一一凸版印刷機(巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。) |
| 844315 000 | 一一凸版印刷機(巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。) |
| 844316 000 | 一一フレキソ印刷機 |
| 844317 000 | 一一グラビア印刷機 |
| 844319 000 | 一一その他のもの |
| | 一部分品及び附属品 |
| 844391 000 | 一一印刷機の部分品及び附属品(第8442項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。) |
| 844399 000 | 一一その他のもの |
| 8444 | |
| 844400 000 | 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機 |
| 8445 | 紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及び第8446項又は第8447項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械 |
| | 一紡績準備機械 |
| 844511 000 | 一一カード |
| 844512 000 | 一一コーマ |
| 844513 000 | 一一練条機及び粗紡機 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 844519 000 | －－その他のもの |
| 844520 | －精紡機 |
| 100 | －－綿用のもの |
| 900 | －－その他のもの |
| 844530 000 | －合糸機及びねん糸機 |
| 844540 000 | －糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及びかせ機 |
| 844590 000 | －その他のもの |
| 8446 | 織機 |
| 844610 000 | －織幅が30センチメートル以下のもの －織幅が30センチメートルを超えるもの(シャトル式のものに限る。) |
| 844621 000 | －－力織機 |
| 844629 000 | －－その他のもの |
| 844630 000 | －織幅が30センチメートルを超えるもの(シャトル式のものを除く。) |
| 8447 | 編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械 |
| | －丸編機 |
| 844711 000 | －－シリンダーの直径が165ミリメートル以下のもの |
| 844712 000 | －－シリンダーの直径が165ミリメートルを超えるもの |
| 844720 | －平型編機及びステッチボンディングマシン |
| 100 | －－平型編機 |
| 200 | －－ステッチボンディングマシン |
| 844790 | －その他のもの |
| 100 | －－たて編機 |
| 900 | －－その他のもの |
| 8448 | 第8444項から第8447項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機)並びに第8444項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) |
| | －第8444項から第8447項までの機械の補助機械 |
| 844811 000 | －ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機 |
| 844819 000 | －－その他のもの |
| 844820 000 | －第8444項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 －第8445項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 |
| 844831 000 | －－針布 |
| 844832 000 | －－紡績準備機械のもの(針布を除く。) |
| 844833 000 | －－スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー |
| 844839 | －－その他のもの |
| 100 | －－精紡機のもの |
| 900 | －－その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 844842 | 000 ー 織機又はその補助機械の部分品及び附属品 |
| 844849 | 000 ー ー 織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム |
| 844851 | 000 ー ー その他のもの |
| 844851 | 000 ー 第8447項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 |
| 100 | ー ー シンカー、針その他の物品(編目の編成に使用するものに限る。) |
| 900 | ー ー ー メリヤス針 |
| 844859 | 900 ー ー ー その他のもの |
| 100 | ー ー その他のもの |
| 900 | ー ー ー 編機のもの |
| 900 | ー ー ー その他のもの |
| 8449 | |
| 844900 | 000 フェルト又は不織布(成形したものを含む。)の製造用又は仕上げ用の機械(フェルト帽の製造機械を含む。)及び帽の製造用の型 |
| 8451 | |
| 845110 | × 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フュージングプレスを含む。)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第8450項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーパを被覆する機械(リリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。)及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 |
| 845110 | × ドライクリーニング機 |
| 845121 | × ー ー 乾燥機 |
| 845121 | × ー ー 1回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のもの |
| 845129 | 000 ー ー その他のもの |
| 845130 | × ー アイロンがけ用機械及びプレス(フュージングプレスを含む。) |
| 845140 | ー 洗浄用、漂白用又は染色用の機械 |
| 200 | ー ー 糸布染色用のもの |
| 900 | ー ー その他のもの |
| 845150 | 000 ー 紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 |
| 845180 | 000 ー その他の機械 |
| 845190 | 000 ー 部分品 |
| 8454 | |
| 845410 | 000 転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機(冶金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。) |
| 845410 | 000 ー 転炉 |
| 845420 | 000 ー インゴット用鋳型及び取鍋 |
| 845430 | 000 ー 鋳造機 |
| 8455 | |
| 845510 | 000 金属圧延機及びそのロール |
| 845510 | 000 ー 管圧延機 |
| 845521 | 000 ー ー その他の圧延機 |
| 845521 | 000 ー ー 熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの |
| 845522 | 000 ー ー 冷間圧延のもの |
| 845530 | 000 ー 圧延機用ロール |
| 845590 | 000 ー その他の部分品 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|---|--|
| 8456 845620 845630 | レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 ― 超音波によるもの ― 放電によるもの ―― 数値制御式のもの 110 ――― ワイヤカット放電加工機 190 ――― その他のもの 900 ――― その他のもの |
| 8457 845710 110 190 210 290 910 990 845720 845730 | 金属加工用マシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。)及びマルチステーショントランスファーマシン ― マシニングセンター ―― 立軸マシニングセンター 110 ――― 5軸以上のもの 190 ――― その他のもの ―― 横軸マシニングセンター 210 ――― 5軸以上のもの 290 ――― その他のもの ―― その他のもの 910 ――― 5軸以上のもの 990 ――― その他のもの 845720 000 ― ユニットコンストラクションマシン(シングルステーションのものに限る。) 845730 000 ― マルチステーショントランスファーマシン |
| 8458 845811 100 900 845819 000 845891 100 900 845899 000 | 旋盤(ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。) ― 横旋盤 845811 ―― 数値制御式のもの 100 ――― ターニングセンター 900 ――― その他のもの 845819 000 ―― その他のもの ― その他の旋盤 845891 ―― 数値制御式のもの 100 ――― ターニングセンター 900 ――― その他のもの 845899 000 ―― その他のもの |
| 8459 845910 845921 845929 | 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤(ウェイトタイプユニットヘッド機を含むものとし、第8458項の旋盤(ターニングセンターを含む。)を除く。) 845910 000 ― ウェイトタイプユニットヘッド機 ― その他のボール盤 845921 000 ―― 数値制御式のもの 845929 000 ―― その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 845931 000 | ーその他の中ぐりフライス盤 ー ー 数值制御式のもの 845939 000 ー ー その他のもの ーその他の中ぐり盤 845941 000 ー ー 数值制御式のもの 845949 000 ー ー その他のもの ー 膝形フライス盤 845951 000 ー ー 数值制御式のもの 845959 000 ー ー その他のもの ー その他のフライス盤 845961 000 ー ー 数值制御式のもの 845969 000 ー ー その他のもの 845970 ー その他のねじ切り盤及びねじ立て盤 100 ー ー 数值制御式のもの 900 ー ー その他のもの |
| 8460 | 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械(研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第8461項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。) ー 平面研削盤 846012 000 ー ー 数值制御式のもの 846019 000 ー ー その他のもの ー その他の研削盤 846022 000 ー ー 芯無し研削盤(数值制御式のものに限る。) 846023 000 ー ー その他の円筒研削盤(数值制御式のものに限る。) 846024 ー ー その他のもの(数值制御式のものに限る。) 100 ー ー ー 内面研削盤 900 ー ー ー その他のもの 846029 ー ー その他のもの 100 ー ー ー 円筒研削盤(芯無し式のものを除く。) 900 ー ー ー その他のもの ー 工具研削盤 846031 000 ー ー 数值制御式のもの 846039 000 ー ー その他のもの 846040 ー ホーニング盤及びラップ盤 100 ー ー 数值制御式のもの 900 ー ー その他のもの 846090 ー その他のもの 100 ー ー 数值制御式のもの 900 ー ー その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|---|--|
| 8461 846120 846130 846140 100 900 846150 846190 100 900 | 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械(金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) －形削り盤及び立削り盤 －ブローチ盤 －歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤 ――数値制御式のもの ――その他のもの －金切り盤及び切断機 －その他のもの ――数値制御式のもの ――その他のもの |
| 8462 846210 846221 846229 846231 846239 846241 846249 846291 846299 | 鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、バンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン(プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。)並びにその他のプレス(金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。) －鍛造機及びダイスタンピングマシン(プレスを含む)並びにハンマー －バンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン(プレスを含む。) ――数値制御式のもの ――その他のもの －剪断機(プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。) ――数値制御式のもの ――その他のもの －パンチングマシン及びノッチングマシン(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。) ――数値制御式のもの ――その他のもの －その他のもの ――液圧プレス ――その他のもの |
| 8463 846310 846320 846330 846390 | その他の加工機械(金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。) －引抜き機(棒、管、型材、線その他これらに類する物品用のものに限る。) －ねじ転造盤 －線の加工機械 －その他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|---|---|
| 8464 846410 100 200 846420 100 200 846490 100 200 | 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械 ー のこ盤 ー ー 鉱物性材料の加工用のもの ー ー ガラスの冷間加工用のもの ー 研削盤及び研磨盤 ー ー 鉱物性材料の加工用のもの ー ー ガラスの冷間加工用のもの ー その他のもの ー ー 鉱物性材料の加工用のもの ー ー ガラスの冷間加工用のもの |
| 8465 846510 000 846520 000 ー のこ盤 100 900 846592 000 846593 000 846594 000 846595 000 846596 000 846599 100 900 | 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。) ー 二以上の加工機能を有する機械(それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。) ー マシニングセンター ー その他のもの ー ー のこ盤 ー ー ー 木材の加工用のもの ー ー ー その他のもの ー ー 平削り盤及びフライス盤並びにモルダー(切削加工を行うものに限る。) ー ー 研削盤及び研磨盤 ー ー ベンディングマシン及び組立て用機械 ー ー ボール盤及びほぞ穴盤 ー ー ひき割り機、薄切り機及び削り機 ー ー その他のもの ー ー ー 合板製造機械 ー ー ー その他のもの |
| 8466 846630 100 400 846691 000 846692 000 | 第8456項から第8465項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー × ツールホルダー及び自動開きダイヘッド × 工作物保持具 ー 割出台その他の特殊な附属装置(機械用のものに限る。) ー ー 第8456項から第8463項までの機械に使用するもの ー ー 第8464項又は第8465項の機械に使用するもの ー その他のもの ー ー 第8464項の機械に使用するもの ー ー 第8465項の機械に使用するもの |

| HSコード | | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|-----|--|
| 846693 | 000 | － 第8456項から第8461項までの機械に使用するもの |
| 846694 | 000 | － 第8462項又は第8463項の機械に使用するもの |
| 8467 | | 手持工具(ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機(電気式であるかないかを問わない。)を自蔵するものに限る。) |
| | | －ニューマチックツール |
| | | × ー 回転工具(回転衝撃式工具を含む。) |
| 846719 | 000 | － ー その他のもの<さく岩機に限る。> |
| | | × ー 電気式原動機を自蔵するもの |
| | | － その他の工具 |
| 846781 | 000 | － ー チェーンソー |
| | | × ー ー その他のもの |
| | | － 部分品 |
| 846791 | 000 | － ー チェーンソーのもの |
| | | × ー ー ニューマチックツールのもの |
| | | × ー ー その他のもの |
| 8468 | | はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第8515項のものを除く。)及びガス式の表面熱処理用機器 |
| 846810 | 000 | － 手持ち式トーチ |
| 846820 | 000 | － その他のガス式の機器 |
| 846880 | 000 | － その他の機器 |
| 846890 | 000 | － 部分品 |
| 8471 | | 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。) |
| 847130 | × | － 携帯用の自動データ処理機械(重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。) |
| | | － その他の自動データ処理機械 |
| 847141 | 000 | － ー 少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの(入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。)<アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。> |
| 847149 | 000 | － ー その他のもの(システムの形態で提示するものに限る。)<アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。> |
| 847150 | 000 | － 処理装置(第847141号及び第847149号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。)<アナログ式又はハイブリッド式のものに限る。> |
| 8473 | | 第8470項から第8472項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) |
| 847330 | 000 | － 第8471項の機械の部分品及び附属品 <第847160号の機械の部分品及び附属品を除く。> |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 8474 | <p>選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。)、凝結機及び成形機(固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。)並びに鋳物用砂型の造型機</p> <p>847410 000 ー選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機</p> <p>847420 000 ー破碎機及び粉碎機 ー混合機及び捏和機</p> <p>847431 000 ーコンクリート又はモルタルの混合機</p> <p>847432 000 ー鉱物性物質とビチューメンとの混合機</p> <p>847439 000 ーその他のもの</p> <p>847480 000 ーその他の機械</p> <p>847490 ー部分品</p> <p>100 ー選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機に使用するもの</p> <p>900 ーその他のもの</p> |
| 8475 | <p>電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械</p> <p>847510 000 ー電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械 ーガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械</p> <p>847521 000 ー光ファイバー又はそのプリフォームの製造機械</p> <p>847529 000 ーその他のもの</p> <p>847590 000 ー部分品</p> |
| 8477 | <p>ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く。)</p> <p>847710 000 ー射出成形機</p> <p>847720 000 ー押出成形機</p> <p>847730 000 ー吹込み成形機</p> <p>847740 000 ー真空成形機及びその他の熱成形機 ーその他の機械(成形用機械に限る。)</p> <p>847751 000 ー空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの</p> <p>847759 000 ーその他のもの</p> <p>847780 000 ーその他の機械</p> <p>847790 ー部分品</p> <p>100 ー第847710号から第847759号までの機械のもの</p> <p>900 ーその他のもの</p> |
| 8478 | <p>たばこの調製用又は製造用の機械(この類の他の項に該当するものを除く。)</p> <p>847810 000 ーたばこの調製用又は製造用の機械</p> <p>847890 000 ー部分品</p> |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 8479 | 機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> × ー 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械 847920 000 ー 動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械 847930 000 ー プレス(木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。)その他の木材又はコルクの処理用機械 847940 000 ー 綱又はケーブルの製造機械 847950 000 ー 産業用ロボット(他の号に該当するものを除く。) 847960 000 ー 蒸発式空気冷却装置 ー その他の機械類 847981 000 ー ー 金属の処理用のもの(電線の巻線機を含む。) 847982 000 ー ー 混合用、捏和用、破碎用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械 847989 ー ー ー その他のもの 100 ー ー ー 絶縁テープ巻付け機その他これに類する絶縁電線の製造機械 × ー ー ー その他のもの 847990 000 ー 部分品 |
| 8480 | 金属鑄造用鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉍物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴット用のものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> 848010 000 ー 金属鑄造用鑄型枠 848020 000 ー 鑄型ベース 848030 000 ー 鑄造用パターン ー 金属又は金属炭化物の成形用の型 848041 000 ー ー 射出式又は圧縮式のもの 848049 000 ー ー ー その他のもの 848050 000 ー ガラスの成形用の型 848060 000 ー 鉍物性材料の成形用の型 ー ゴム又はプラスチックの成形用の型 848071 000 ー ー 射出式又は圧縮式のもの 848079 000 ー ー ー その他のもの |
| 8481 | コック、弁その他これらに類する物品(減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> 848110 000 ー 減圧弁 848120 000 ー 油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁 848130 ー 逆止弁 100 ー ー 車両用の弁 900 ー ー ー その他のもの 848140 000 ー 安全弁及び逃がし弁 848180 ー ー ー その他の物品 ー ー ー 鉄鋼製のもの 110 ー ー ー 鑄鉄製のもの(可鍛鑄鉄製のものを含む。) |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 848190 | 190 --- その他のもの 200 --- 銅製のもの 900 --- その他のもの 000 --- 部分品 |
| 8483 | ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラーズスクリュー、はずみ車、プーリー(プーリーブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。) |
| 848340 | --- 歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホイール、チェーン sprocket その他の伝動装置の構成部品を除く。)、ボールスクリュー、ローラーズスクリュー並びにギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。) |
| | 100 --- 無段変速機 |
| 8484 | ガスケットその他これに類するジョイント(他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。)、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール |
| 848420 | 000 --- メカニカルシール |
| 8487 | 機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。) |
| | × --- 船舶のプロペラ及びその羽根 |
| 848790 | 000 --- その他のもの |
| 8501 | 電動機及び発電機(原動機とセットにした発電機を除く。) |
| | × --- 電動機(出力が37.5ワット以下のものに限る。) |
| | × --- 交直両用電動機(出力が37.5ワットを超えるものに限る。) |
| | --- その他の直流電動機及び直流発電機 |
| 850131 | --- 出力が750ワット以下のもの |
| | 200 --- 直流発電機 |
| 850132 | 000 --- 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの |
| 850133 | 000 --- 出力が75キロワットを超え375キロワット以下のもの |
| 850134 | 000 --- 出力が375キロワットを超えるもの |
| | × --- その他の単相交流電動機 |
| | --- その他の多相交流電動機 |
| 850152 | --- 出力が750ワットを超え75キロワット以下のもの |
| | 100 --- 出力が11キロワット以下のもの |
| | 200 --- 出力が11キロワットを超えるもの |
| 850153 | 000 --- 出力が75キロワットを超えるもの |
| | --- 交流発電機 |
| 850161 | 000 --- 出力が75キロボルトアンペア以下のもの |
| 850162 | 000 --- 出力が75キロボルトアンペアを超え 375キロボルトアンペア以下のもの |
| 850163 | 000 --- 出力が 375キロボルトアンペアを超え 750キロボルトアンペア以下のもの |
| 850164 | --- 出力が 750キロボルトアンペアを超えるもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| | 300 ---内燃機関(ピストン式のもの)式のもの |
| | 900 ---その他のもの |
| 8502 | 発電機(原動機とセットにしたものに限る。)及びロータリーコンバーター - 発電機(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)とセットにしたものに限る。) |
| 850211 | 000 ---出力が75キロボルトアンペア以下のもの |
| 850212 | 000 ---出力が75キロボルトアンペアを超え 375キロボルトアンペア以下のもの |
| 850213 | 000 ---出力が 375キロボルトアンペアを超えるもの |
| 850220 | 000 - 発電機(ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。) - 発電機(その他の原動機とセットにしたものに限る。) |
| 850231 | 000 ---風力式のもの |
| 850239 | 000 ---その他のもの |
| 850240 | 000 -ロータリーコンバーター |
| 8503 | |
| 850300 | 000 第8501項又は第8502項の機械に専ら又は主として使用する部分品 |
| 8504 | トランスフォーマー、スタティックコンバーター(例えば、整流器)及びインダクター |
| 850410 | 000 - 放電管用安定器 - トランスフォーマー(絶縁性の液体を使用するものに限る。) |
| 850421 | 000 ---容量が650キロボルトアンペア以下のもの |
| 850422 | 000 ---容量が650キロボルトアンペアを超え10,000キロボルトアンペア以下のもの |
| 850423 | 000 ---容量が10,000キロボルトアンペアを超えるもの - その他のトランスフォーマー |
| 850431 | ---容量が1キロボルトアンペア以下のもの |
| | 200 ---計器用変成器 |
| | 900 ---その他のもの< 中間周波変成器及び高周波変成器を除く。> |
| 850432 | 000 ---容量が1キロボルトアンペアを超え16キロボルトアンペア以下のもの |
| 850433 | 000 ---容量が16キロボルトアンペアを超え500キロボルトアンペア以下のもの |
| 850434 | 000 ---容量が500キロボルトアンペアを超えるもの |
| 850440 | - スタティックコンバーター - 整流器 |
| | 110 ---シリコン整流器 |
| | 190 ---その他のもの |
| 850450 | 000 - その他のインダクター |
| 850490 | 000 - 部分品 |
| 8511 | 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器(例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター)並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機(例えば、直流発電機及び交流発電機)及び開閉器 |
| 851110 | 000 - 点火プラグ< 自動車用であって補修用のものを除く。> |
| 851120 | 000 - 点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機 < 自動車用であって補修用のものを除く。> |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 851130 | ーディストリビューター及びイグニッションコイル |
| 100 | ー自動車用のもの<補修用のものを除く。> |
| 900 | ーその他のもの |
| 851140 | ースターター及び始動充電発電機 |
| 100 | ー自動車用のもの<補修用のものを除く。> |
| 900 | ーその他のもの |
| 851150 | 000 ーその他の発電機 |
| 851180 | ーその他の機器 |
| 100 | ー自動車用のもの<補修用のものを除く。> |
| 900 | ーその他のもの |
| 851190 | ー部分品 |
| 100 | ー自動車用のもの<補修用のものを除く。> |
| 900 | ーその他のもの |
| 8512 | 電気式の照明用又は信号用の機器(第8539項の物品を除く。)、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置(自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。) |
| × | ー照明用又は可視信号用の機器(自転車に使用する種類のものに限る。) |
| 851220 | 000 ーその他の照明用又は可視信号用の機器<自転車用及び補修用のものを除く。> |
| 851230 | 000 ー音響信号機器<自転車用及び補修用のものを除く。> |
| 851240 | 000 ーウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置<自転車用及び補修用のものを除く。> |
| 851290 | 000 ー部分品<自転車用および補修用のものを除く。> |
| 8514 | 工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。)&及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。) |
| 851410 | 000 ー抵抗加熱炉 |
| 851420 | 000 ー電磁誘導又は誘電損失により機能する炉 |
| 851430 | 000 ーその他の炉 |
| 851440 | 000 ーその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。) |
| 851490 | 000 ー部分品 |
| 8515 | はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。)及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器 |
| | ーろう付け用又ははんだ付け用の機器 |
| 851511 | 000 ーはんだごて及びはんだ付けガン |
| 851519 | 000 ーその他のもの |
| | ー金属用抵抗溶接機器 |
| 851521 | 000 ー全自動式又は半自動式のもの |
| 851529 | 000 ーその他のもの |
| | ーアーク溶接機器(プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。) |
| 851531 | 000 ー全自動式又は半自動式のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 851539 000 | －その他のもの |
| 851580 000 | －その他の機器 |
| 851590 000 | －部分品 |
| 8517 | 電話機(携帯回線網用その他の無線回路網用の電話を含む。)及びその他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)(第8443項、第8525項、第8527項及び第8528項の送受信機器を除く。) |
| | × 電話機(携帯回線網用その他の無線回路網用の電話を含む。) |
| | －その他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。) |
| 851761 000 | －基地局<有線電話用又は有線電信用のものに限る。> |
| 851762 000 | －音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械(スイッチング機器及びルーティング機器を含む。)<有線電話用又は有線電信用のものに限るものとし、電話用のインターホンを除く。> |
| 851769 000 | －その他のもの<有線電話用又は有線電信用のものに限る。> |
| 851770 000 | －部分品<有線電話用又は有線電信用のものに限る。> |
| 8526 | レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 |
| 852610 000 | －レーダー |
| | －その他のもの |
| 852691 000 | －航行用無線機器 |
| 852692 000 | －無線遠隔制御機器 |
| 8530 | 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器(第8608項のものを除く。) |
| | × 鉄道用又は軌道用の機器 |
| 853080 000 | －その他の機器 |
| 853090 000 | －部分品 |
| 8531 | 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器(例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第8512項又は第8530項のものを除く。) |
| 853110 000 | －盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器 |
| 853120 000 | －表示盤(液晶デバイス(LCD)又は発光ダイオード(LED)を自蔵するものに限る。) |
| 853180 000 | －その他の機器 |
| 853190 000 | －部分品 |
| 8532 | 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー |
| 853210 000 | －固定式コンデンサー(50又は60ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が0.5キロボール以上のものに限る(電力用コンデンサー。)) |
| 8533 | 電気抵抗器(可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。) |
| 853390 000 | －部分品 |
| 8534 | |
| 853400 000 | 印刷回路 |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 8535 | <p>電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)</p> <p>853510 000 ーヒューズ ー自動遮断器</p> <p>853521 000 ーー使用電圧が72.5キロボルト未満のもの</p> <p>853529 000 ーーその他のもの</p> <p>853530 000 ー断路機及び開閉スイッチ</p> <p>853540 ー避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器 100 ーー避雷器 900 ーーその他のもの</p> <p>853590 000 ーその他のもの</p> |
| 8536 | <p>電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子</p> <p>853610 000 ーヒューズ</p> <p>853620 000 ー自動遮断器</p> <p>853630 000 ー電気回路保護用のその他の機器 ー継電器 × ーー使用電圧が60ボルト以下のもの</p> <p>853649 000 ーーその他のもの</p> <p>853650 ーその他のスイッチ × ーーマイクロスイッチ 900 ーーその他のもの × ーランプホルダー、プラグ及びソケット</p> <p>853690 ーその他の機器 100 ーー開閉用機器</p> |
| 8537 | <p>電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品(第90類の機器を自蔵するものを含み、第8535項又は第8536項の機器を二以上装備するものに限る。)及び数値制御用の機器(第8517項の交換機を除く。)</p> <p>853710 000 ー使用電圧が1,000ボルト以下のもの</p> <p>853720 000 ー使用電圧が1,000ボルトを超えるもの</p> |
| 8538 | <p>第8535項から第8537項までの機器に専ら又は主として使用する部分品</p> <p>853810 000 ー第8537項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品 (機器を装備してないものに限る。)</p> <p>853890 ーその他のもの 100 ーー開閉用機器のもの 200 ーー保護用機器のもの 900 ーーその他のもの</p> |

| HSコード | | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|-----|--|
| 8543 | | 電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) |
| 854320 | 000 | ー信号発生器 |
| 8608 | | |
| 860800 | 000 | 信号用、安全用又は交通管制用の機械式機器(電気機械式のものを含むものとし、鉄道用、軌道用、道路用、内陸水路用、駐車施設用、港湾設備用又は空港用のものに限る。)及び鉄道又は軌道の線路用装備品並びにこれらの部分品 |
| 8701 | | トラクター(第8709項のトラクターを除く。) |
| 870110 | 000 | ー一軸トラクター |
| 870120 | 000 | ーセミトレーラー用の道路走行用トラクター |
| 870130 | 000 | ー無限軌道式トラクター |
| | | ーその他のもの |
| 870191 | | ーエンジン出力が18キロワット以下のもの |
| | × | ー農業用のもの |
| | 900 | ーその他のもの |
| 870192 | | ーエンジン出力が18キロワットを超え37キロワット以下のもの |
| | × | ー農業用のもの |
| | 900 | ーその他のもの |
| 870193 | | ーエンジン出力が37キロワットを超え75キロワット以下のもの |
| | × | ー農業用のもの |
| | 900 | ーその他のもの |
| 870194 | | ーエンジン出力が75キロワットを超え130キロワット以下のもの |
| | × | ー農業用のもの |
| | 900 | ーその他のもの |
| 870195 | | ーエンジン出力が130キロワットを超えるもの |
| | × | ー農業用のもの |
| | 900 | ーその他のもの |
| 8702 | | 10人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車 |
| 870210 | | ーピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの |
| | 100 | ーノックダウンのもの |
| | | ーその他のもの |
| | 910 | ー中古のもの |
| | 920 | ーその他のもの |
| 870220 | | ー駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの |
| | 100 | ー中古のもの |
| | 900 | ーその他のもの |
| 870230 | | ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもの |
| | 100 | ー中古のもの |
| | 900 | ーその他のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 870240 | －駆動原動機として電動機のみを搭載したもの |
| 100 | －－中古のもの |
| 900 | －－その他のもの |
| 870290 | －その他のもの |
| 100 | －－ノックダウンのもの |
| | －－その他のもの |
| 910 | －－－中古のもの |
| 920 | －－－その他のもの |
| 8703 | 乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第8702項のものを除く。) |
| 870310 | 000 ー雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両 ーその他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。))のみを搭載したものに 限る。) |
| 870321 | －－シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの |
| 100 | －－－ノックダウンのもの |
| | －－－その他のもの |
| | －－－シリンダー容積が660立方センチメートル以下のもの |
| 915 | －－－－中古のもの |
| 919 | －－－－その他のもの |
| | －－－シリンダー容積が660立方センチメートルを超えるもの |
| 925 | －－－－中古のもの |
| 929 | －－－－その他のもの |
| 870322 | －－シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの |
| 100 | －－－ノックダウンのもの |
| | －－－その他のもの |
| 910 | －－－－中古のもの |
| 920 | －－－－その他のもの |
| 870323 | －－シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの |
| 100 | －－－ノックダウンのもの |
| | －－－その他のもの |
| | －－－シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの |
| 915 | －－－－中古のもの |
| 919 | －－－－その他のもの |
| | －－－シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの |
| 925 | －－－－中古のもの |
| 929 | －－－－その他のもの |
| 870324 | －－シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの |
| 100 | －－－ノックダウンのもの |
| | －－－その他のもの |
| 910 | －－－－中古のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|--------|--|
| 870331 | 920 ----- その他のもの -- その他の車両 (ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)のみを搭載したものに限る。) -- シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの |
| 870332 | 100 ----- 中古のもの 900 ----- その他のもの -- シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの |
| 870333 | 100 ----- ノックダウンのもの ----- その他のもの ----- シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの 915 ----- 中古のもの 919 ----- その他のもの ----- シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの |
| 870334 | 925 ----- 中古のもの 929 ----- その他のもの -- シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの |
| 870340 | 100 ----- ノックダウンのもの ----- その他のもの 910 ----- 中古のもの 920 ----- その他のもの -- その他の車両 (駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。) |
| 870350 | 100 ----- 中古のもの 900 ----- その他のもの -- その他の車両 (駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。) |
| 870360 | 100 ----- 中古のもの 900 ----- その他のもの -- その他の車両 (駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。) |
| 870370 | 100 ----- 中古のもの 900 ----- その他のもの -- その他の車両 (駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。) |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 870380 | －その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。) |
| | 100 －－中古のもの |
| | 900 －－その他のもの |
| 870390 | －その他のもの |
| | 100 －－中古のもの |
| | 900 －－その他のもの |
| 8704 | 貨物自動車 |
| 870410 | －ダンプカー(不整地走行用に設計したものに限る。) |
| | 100 －－中古のもの |
| | 900 －－その他のもの |
| | －その他のもの(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したものに限る。) |
| 870421 | －車両総重量が5トン以下のもの |
| | 100 －－－ノックダウンのもの |
| | －－－その他のもの |
| | －－－－シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの |
| | 915 －－－－－中古のもの |
| | 919 －－－－－その他のもの |
| | －－－－シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの |
| | 925 －－－－－中古のもの |
| | 929 －－－－－その他のもの |
| 870422 | －車両総重量が5トンを超え20トン以下のもの |
| | 100 －－－ノックダウンのもの |
| | －－－その他のもの |
| | －－－－シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの |
| | 915 －－－－－中古のもの |
| | 919 －－－－－その他のもの |
| | －－－－シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの |
| | 925 －－－－－中古のもの |
| | 929 －－－－－その他のもの |
| 870423 | －車両総重量が20トンを超えるもの |
| | 100 －－－ノックダウンのもの |
| | －－－その他のもの |
| | 910 －－－－－中古のもの |
| | 920 －－－－－その他のもの |
| | －その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。) |
| 870431 | －車両総重量が5トン以下のもの |
| | 100 －－－ノックダウンのもの |
| | －－－その他のもの |
| | －－－－シリンダー容積が2,000立方センチメートル以下のもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|----------------|--|
| 870432 | 915 ----- 中古のもの |
| | 919 ----- その他のもの |
| | ----- シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるもの |
| | 925 ----- 中古のもの |
| | 929 ----- その他のもの |
| | --- 車両総重量が5トンを超えるもの |
| | --- シリンダー容積が4,500立方センチメートル以下のもの |
| | 915 ----- 中古のもの |
| | 919 ----- その他のもの |
| | --- シリンダー容積が4,500立方センチメートルを超えるもの |
| 870490 | 925 ----- 中古のもの |
| | 929 ----- その他のもの |
| | --- その他のもの |
| | 100 --- 中古のもの |
| 900 --- その他のもの | |
| 8705 | 特殊用途自動車(例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。) |
| 870510 | --- クレーン車 |
| 100 | --- 中古のもの |
| 900 | --- その他のもの |
| 870520 000 | --- せん孔デリック車 |
| 870530 000 | --- 消防車 |
| 870540 000 | --- コンクリートミキサー車 |
| 870590 000 | --- その他のもの |
| 8706 | |
| 870600 | 原動機付きシャシ(第8701項から第8705項までの自動車用のものに限る。) |
| 100 | --- バス用のもの |
| 200 | --- 貨物自動車用のもの |
| 900 | --- その他のもの |
| 8707 | 車体(運転室を含むものとし、第8701項から第8705項までの自動車用のものに限る。) |
| 870710 000 | --- 第8703項の車両用のもの<補修用のものを除く。> |
| 870790 000 | --- その他のもの<補修用のものを除く。> |
| 8708 | 部分品及び附属品(第8701項から第8705項までの自動車のものに限る。) |
| 870810 000 | --- バンパー及びその部分品<補修用のものを除く。> |
| | --- 車体(運転室を含む。)のその他の部分品及び附属品 |
| 870821 000 | --- シートベルト<補修用のものを除く。> |
| 870829 000 | --- その他のもの<補修用のものを除く。> |
| 870830 000 | --- ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品<補修用のものを除く。> |
| 870840 000 | --- ギヤボックス及びその部分品<補修用のものを除く。> |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|---|
| 870850 000 | － 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品 <補修用のものを除く。> |
| 870870 000 | － 車輪並びにその部分品及び附属品<補修用のものを除く。> |
| 870880 000 | － 懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)<補修用のものを除く。> － その他の部分品及び附属品 |
| 870891 000 | － ラジエーター及びその部分品<補修用のものを除く。> |
| 870892 000 | － 消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの部分品<補修用のものを除く。> |
| 870893 000 | － クラッチ及びその部分品<補修用のものを除く。> |
| 870894 000 | － ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品 <補修用のものを除く。> |
| 870895 000 | － 安全エアバック(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品 <補修用のものを除く。> |
| 870899 | － その他のもの |
| 100 | － 車輪式トラクターのもの |
| 900 | － その他のもの<無限軌道式トラクター以外の補修用のものを除く。> |
| 8709 | 自走式作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。)及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品 |
| | － 車両 |
| 870911 000 | － 電気式のもの |
| 870919 000 | － その他のもの |
| 870990 000 | － 部分品 |
| 8716 | トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両(機械式駆動機構を有するものを除く。)並びにこれらの部分品 |
| 871610 000 | － トレーラー及びセミトレーラー(住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。) × ー 農業用のトレーラー及びセミトレーラー(積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。) － 貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー |
| 871631 000 | － タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー |
| 871639 000 | － その他のもの |
| 871640 000 | － その他のトレーラー及びセミトレーラー |
| 871680 000 | － その他の車両 |
| 871690 000 | － 部分品<補修用のものを除く。> |
| 8801 | |
| 880100 000 | 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機 <グライダー又はハンググライダーに限る。> |
| 8802 | その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む。)及び打上げ用ロケット |
| | － ヘリコプター |
| 880211 000 | － 自重が2,000キログラム以下のもの |
| 880212 000 | － 自重が2,000キログラムを超えるもの |

| HSコード | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|--|
| 880220 | 000 ー飛行機その他の航空機(自重が2,000キログラム以下のもの) |
| 880230 | 000 ー飛行機その他の航空機(自重が2,000キログラムを超え 15,000キログラム以下のもの) |
| 880240 | 000 ー飛行機その他の航空機(自重が15,000キログラムを超えるもの) |
| 8803 | 部分品(第8801項又は第8802項の物品のものに限る。) |
| 880310 | 000 ープロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品 |
| 880320 | 000 ー着陸装置及びその部分品 |
| 880330 | 000 ー飛行機又はヘリコプターのその他の部分品 |
| 880390 | 000 ーその他のもの |
| 8805 | 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品 |
| | ー航空用地上訓練装置及びその部分品 |
| 880521 | 000 ー空中戦用シミュレーター及びその部分品 |
| 880529 | 000 ーその他のもの |
| 8905 | 照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶(航行以外の機能を主とするものに限る。)浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム |
| 890520 | 000 ー浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム |
| 9012 | 顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器 |
| 901210 | 000 ー顕微鏡(光学顕微鏡を除く。)及び回折機器 |
| 901290 | 000 ー部分品及び附属品 |
| 9014 | 羅針盤その他の航行用機器 |
| | × ー羅針盤 |
| 901420 | 000 ー空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。) |
| 901480 | 000 ーその他の機器 |
| | 100 ー超音波式魚群探知機 |
| 9022 | エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。)、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機 |
| | ーエックス線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。) |
| 902212 | 000 ーコンピュータ断層撮影装置 |
| 902213 | 000 ーその他のもの(歯科用のものに限る。) |
| 902214 | 000 ーその他のもの(医療用又は獣医用のものに限る。) |
| 902219 | 000 ーその他の用途に供するもの |
| | ーアルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器(放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。) |
| 902221 | 000 ー医療用又は獣医用のもの |
| 902229 | 000 ーその他の用途に供するもの |
| 902230 | 000 ーエックス線管 |
| 902290 | 000 ーその他のもの(部分品及び附属品を含む。) |

| HSコード | | 対 象 品 目 (9桁表示の部分のもの) |
|-------------|-----|----------------------|
| | 910 | — 医療用のもの |
| | 990 | — その他のもの |
| 9032 | | 自動調整機器 |
| | × | — サーモスタット |
| | × | — マノスタット |
| | | — その他の機器 |
| | × | — 液体式又は気体式のもの |
| 903289 | | — その他のもの |
| | | — 電気式のもの |
| | | — 電子式のもの |
| | 111 | — 自動電圧調整機器 |
| 9406 | | プレハブ建築物 |
| 940610 | 000 | — 木製のもの |
| 940690 | 000 | — その他のもの |